第二十五号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係） 不在者投票に関する調書　何投票区 ［表　略］ 何年何月何日調製 何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長　氏　　名　印 ［備考　略］	**第二十五号様式**（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係） 不在者投票に関する調査　何投票区 ［表　同左］ 何年何月何日調製 何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長　氏　　名　印 ［備考　同左］
第三十号様式（会計帳簿の様式）（第二十二条関係） ［1　略］ 2　支出簿 ［表　略］ 備考 ［1～8　略］ 9　選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。 ［10　略］	**第三十号様式**（会計帳簿の様式）（第二十二条関係） ［1　同左］ 2　支出簿 ［表　同左］ 備考 ［1～8　同左］ 9　選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。 ［10　同左］
第三十一号様式（報告書の様式）（第二十三条関係） ［様式　略］ 備考 ［1・2　略］ 3　収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。 ［4～7　略］	**第三十一号様式**（報告書の様式）（第二十三条関係） ［様式　同左］ 備考 ［1・2　同左］ 3　収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成、政見放送のための録画等に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。 ［4～7　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部改正）

第二条　最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和二十三年総理庁令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。